

第2号議案

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和2（2020）年7月30日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

建第103号

令和2（2020）年6月25日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	下野市柴字丸野 262 番地 13 の一部	5,180.07 m <sup>2</sup>	